

保険金のお支払いの対象となる手術、対象とならない手術(ご病気の場合)

【新・団体医療保険】

2013年10月1日以降の保険始期(補償が始まる日)のご契約が対象です。

- 手術種類別に、お支払いできる手術、お支払いできない手術を一例として掲載しています。
- ご連絡いただく際は、傷病名・手術名・手術の部位などを医療機関にご確認くださいませようお願いします。
- 同じ日に、2種類以上の手術を受けられた場合には、最も高い倍率の手術倍率を適用し、手術保険金をお支払いします。
- 入院中に受けた手術の場合・・・疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×10(倍)
- 外来で受けた手術の場合・・・疾病手術保険金の額＝疾病入院保険金日額×5(倍)

部位	お支払いできる場合(代表例)	お支払いできない場合(代表例)
部位にかかわらず	<ul style="list-style-type: none"> ○悪性新生物に対する手術 ○放射線照射(2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回の支払いを限度として疾病手術保険金を支払います) 	<ul style="list-style-type: none"> ○美容整形上の手術 ○診断、検査(生検、腹腔鏡検査等)のための手術
皮膚・筋・骨・乳房・口腔	<ul style="list-style-type: none"> ○皮膚移植術 ○半月板切除術 ○観血的整復固定術 ○乳房切断術 ○ガングリオン摘出術 ○人工骨頭置換術 ○変形性股関節症手術 ○十字靭帯形成術 	<ul style="list-style-type: none"> ○創傷処理 ○デブリードマン ○抜歯手術 ○鼻焼灼(しょうしゃく)術 ○骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術
呼吸器	<ul style="list-style-type: none"> ○喉頭(こうとう)全摘出術 ○慢性副鼻腔炎根本手術 ○気管、気管支、肺、胸膜手術 ○鼻中隔矯正術(鼻中隔彎曲症手術) 	
循環器	<ul style="list-style-type: none"> ○静脈瘤(じょうみゃくりゅう)切除術 	
消化器	<ul style="list-style-type: none"> ○胆のう摘出術 ○虫垂切除術 ○痔瘻根本(じろうこんぼん)手術 ○脱肛根本(だっこうこんぼん)手術 ○腸閉塞(ちょうへいそく)手術 	
生殖器・泌尿器	<ul style="list-style-type: none"> ○子宮頸管縫縮(けいかんほうしゅく)術 ○帝王切開術 ○子宮筋腫摘出術 ○卵巣のう腫摘出術 ○陰嚢水腫根本(いんのうすいしゅこんぼん)手術 ○衝撃波による腎・尿管結石破砕(はさい)術 	<ul style="list-style-type: none"> ○疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 ○導尿目的のカテーテル留置
内分泌器	<ul style="list-style-type: none"> ○下垂体腫瘍(かすいたいしゅよう)摘除術 	
神経	<ul style="list-style-type: none"> ○頭蓋内(ずがい)観血手術 ○神経縫合(ほうごう)術 ○椎間板(ついかんばん)ヘルニア切除術 	<ul style="list-style-type: none"> ○神経ブロック
目	<ul style="list-style-type: none"> ○緑内障(りょくないしよ)観血手術 ○水晶体再建術 ○網膜剥離症(もうまくはくりしよ)手術 ○網膜(もうまく)レーザー光凝固術 	<ul style="list-style-type: none"> ○視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)
耳	<ul style="list-style-type: none"> ○鼓膜(こまく)・鼓室(こしつ)形成術 ○乳様洞削開術 ○中耳根本手術 ○内耳観血手術 	
ファイバースコープ・カテーテル使用の手術	<ul style="list-style-type: none"> ○内視鏡的大腸ポリープ切除術 ○経皮的冠動脈(けいひてきかんどうみやく)形成術 ○肝臓癌(がん)に対するリザーバー留置術 ○声帯ポリープ切除術 	<ul style="list-style-type: none"> ○内視鏡検査 ○カテーテル検査 ○持続的胸腔(きょうくう)ドレナージ ○持続的腹腔(ふくくう)ドレナージ